

定住自立圏の形成に関する協定書

西尾市（以下「甲」という。）と吉良町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙が相互に役割を分担して定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、及び充実させ、甲及び乙の区域への人材の誘導を促進するために定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、別表に掲げる政策分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完しあうこととする。

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第3条 前条の取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項の事務執行に当たり必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、その都度甲及び乙が協議して負担割合を定めるものとする。

（協定の変更）

第4条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

（協定の廃止）

第5条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第6条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上これを定める。



この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成21年12月24日

甲

西尾市寄住町下田22番地

西尾市

代表者 西尾市長 榊原 康正



乙

幡豆郡吉良町大字荻原字川畑20番地

吉良町

代表者 吉良町長 山本 一義





別表（第2条関係）

視点	分野	取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
生活機能の強化	医療	地域医療体制の充実	西尾市民病院を中心として、民間病院と協力し、病々連携及び病診連携を図ることによって、地域医療の充実を図る。	1 西尾市民病院が圏域の拠点病院としての役割を果たせるよう、医師の確保及び機能の強化を図る。 2 乙と協力して西尾市民病院を中心とした圏域内の病々連携及び病診連携の推進を図る。	甲と協力して西尾市民病院を中心とした圏域内の病々連携及び病診連携の推進を図る。
		休日診療所の整備	圏域の救急医療体制の確保のため、これまでの在宅当番医制度を廃止して休日診療所を設置し、二次救急病院である西尾市民病院への患者の集中を防ぎ、より適切な医療を提供する。	西尾市保健センター敷地内に休日診療所を整備し、運営を行う。	休日診療所の運営に対する費用の一部を負担する。
	教育	図書館のネットワーク化	西尾市立図書館を中心とした図書館の相互ネットワークシステムを構築することによって、圏域内の図書館の相互利用を促進し、圏域住民へよりよい学習環境を提供する。	西尾市立図書館が圏域内の図書館の中心としての役割を果たせるよう、これまで以上に内容、施設の面で充実させ、乙と協力して図書館の相互ネットワークシステムの構築を行う。	圏域内の図書館を連携させ、西尾市立図書館を中心とした図書館の相互ネットワークシステムの構築を行う。
結びつきやネットワークの強化	地域公共交通	地域鉄道の運行維持確保	今後の存続が議論されている、名鉄西尾・蒲郡線の維持存続を図るために、圏域一体となって、路線の利用促進を図るとともに、関連施設の整備を実施する。	名鉄西尾・蒲郡線の利用促進を図るために各種支援策を研究し、及び名鉄西尾・蒲郡線再生のための計画を策定する。	甲と連携して利用促進を図る各種イベントを計画し、実施する。

地域の生産者・消費者等の連携による地産地消	道の駅にしお岡ノ山の地域振興施設を中心とした地産地消の推進	道の駅にしお岡ノ山に設置された地域振興施設を中心として、住民の食の安全、安心を確保するために地産地消の拡大に向けた圏域内の取組の推進及び圏域内外で地場産品のPRを実施する。	1 道の駅にしお岡ノ山の地域振興施設で地場産品のPRを実施する。 2 道の駅にしお岡ノ山の地域振興施設を、地場産品を県外へ発信するための拠点施設とするべく、圏域内の直販所及び生産者とのネットワークを構築する。	1 道の駅にしお岡ノ山の地域振興施設へ地場産品の積極的な出荷を推進する。 2 甲と協力して地産地消を推進するために生産者との連携を強化する。
圏域マネジメント能力の強化	圏域内市町職員等の交流	職員の資質及び政策課題への対応力等を高めるため、合同研修、人事交流等を行う。	1 職員研修を実施する際に、乙の求めに応じて、乙の職員に当該研修への参加の機会を設ける。 2 広域的な視野に立つものの見方及び考え方を養うため、人事交流制度を設ける。	職員の資質の向上に向けた取組の提案を甲に行うとともに、必要に応じて甲の実施する研修を活用する。
	その他	電算システムの共同利用	乙と協力して、電算システムの共同利用や共同開発について取り組む。	甲と協力して、電算システムの共同利用や共同開発について取り組む。